

## ミャンマーに対する省エネ支援事業を実施しました

### 【事業概要】

一般財団法人省エネルギーセンターは、経済産業省の委託を受けミャンマーの省エネ推進のために、2016年8月23日～25日に、以下の取組みを実施しました。

- (1) ミャンマーの省エネ法制定に必要な情報の提供
- (2) 省エネ法制定において関係する省庁の理解と協力を促すためのワークショップ開催
- (3) 優先順位を明確にした行動計画の作成



H. E. U Khin Maung Cho 工業大臣挨拶



参加者一同（約40名）



渋谷講師講義



ワークショップ



ワークショップ

ミャンマーでは、これまで省エネに関する規制を「大統領令」として発効する方向で準備してきたが、政権交代の経験から「省エネルギー法」として制定する事に方針変更した。これに伴い、これまでの取組みに加え、日本の省エネ法の詳細についても理解を深め、参考に供するべく日緬両国の法体系比較、エネルギー管理士制度、省エネガイドライン、指定事業者制度、S&L制度などの詳細について講義を行った。

今回の講義では、主管である工業省以外に省エネ法制定に関係する他の省庁（電気エネルギー省、商業省、建設省、計画財務省、運輸省、天然資源環境省、教育省、都市開発委員会、エンジニアリング協会）からの参加者があり、省エネ法制定時に必要な関連する協力事項の認識を深めることができた。

今後必要となる協力事項について早期に準備が開始できるよう、最終日のワークショップにて行動計画を策定してもらった。年内に再度工業省を訪問し、この行動計画の実施状況をフォローすると共に、今後更に必要となる支援内容を確認していく計画である。